

## 普通保険約款

## 目次

**【第1章総則】**

第1条（用語の定義）

第2条（保険責任の始期および終期）

第3条（被保険者）

**【第2章近隣トラブル費用補償条項】**

第4条（近隣トラブル法律相談費用保険金を支払う場合）

第5条（近隣トラブル弁護士費用保険金を支払う場合）

第6条（保険金を支払わない場合）

第7条（保険金の支払）

第8条（近隣トラブルの発生）

**【第3章基本条項】**

第9条（保険料の払込み）

第10条（保険料の払込方法（経路））

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

第12条（猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合）

第13条（告知義務）

第14条（告知義務違反による解除）

第15条（通知義務）

第16条（保険契約者の通信先変更）

第17条（保険契約の変更）

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

第19条（保険契約の無効または失効）

第20条（詐欺による取消）

第21条（重大事由による保険契約の解除）

第22条（保険契約者の変更）

第23条（保険事故に関する義務および保険金支払いの取扱い）

第24条（保険金の請求）

第25条（時効）

第26条（保険金の支払）

第27条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

第28条（代位）

第29条（保険金支払後の保険契約）

第30条（保険料の増額または保険金額の減額）

第31条（保険契約の更新）

第 32 条（当社への通知または申し出）

第 33 条（管轄裁判所）

第 34 条（準拠法）

【別表 1】 保険金請求書類

【別表 2】 法律相談費用

【別表 3】 弁護士への報酬

【別表 4】 ストーカー行為等

【第 1 章総則】

第 1 条（用語の定義）

この約款およびこの約款に付帯する特約において使用する用語は、以下の定義によります。ただし、この約款に付帯する特約において別途用語を定義するときは、その定義によります。

用語	定義
この約款	この「近隣トラブル弁護士保険普通保険約款」をいいます。
この保険契約	保険契約者と会社がこの約款およびこの約款に付帯する特約に基づき締結するこの保険契約をいいます。
保険契約者	この保険契約の申込みをし、保険契約締結の当事者として、会社に対する保険料の支払義務を負う者をいいます。
会社	ニッセイプラス少額短期保険株式会社をいいます。
被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
本人	契約内容確認証記載の被保険者をいいます。 被保険者（本人）と記載する場合があります。
親族	6 親等内の血族、配偶者*1 または 3 親等内の姻族をいいます。 *1:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
契約内容確認証	保険契約の内容を証するもので、会社が保険契約者に対し電磁的方法によって提供するものをいいます。
保険期間	会社がこの保険契約上の責任を負う期間をいい、契約内容確認証に記載する保険期間をいいます。
始期日	保険期間が開始する日をいいます。（詳細を第 2 条（保険責任の始期および終期）に定めます。）
満了日	保険期間が終了する日をいいます。（詳細を第 2 条（保険責任の始期および終期）に定めます。）
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて会社に払込むべき金銭をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった近隣トラブルに起因して被保険者が直面した相談事案および弁護士事案の発生をいいます。

保険金	この保険契約で対象となる損害に対して、会社が支払う金銭をいいます。					
保険金額	この保険契約で保険金の支払対象となる損害が発生した場合に、会社が支払う保険金の限度額をいい、契約内容確認証に記載された金額とします。					
更新契約	第 31 条 (保険契約の更新) の定めにより更新されたこの保険契約をいいます。					
初年度契約	更新契約以外のこの保険契約をいいます。					
不担保期間	<p>保険金の支払対象とならない期間をいい、この保険契約においては、以下の各号に保険金について、初年度契約における始期日からその日を含め、以下の各号の期間とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>不担保期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)近隣トラブル法律相談費用保険金</td> <td rowspan="2">150 日間</td> </tr> <tr> <td>(2)近隣トラブル弁護士費用保険金</td> </tr> </tbody> </table> <p>「近隣トラブル」の定義に定める「ストーカー行為等のトラブル」に関しては、不担保期間を設けません。</p>	保険金の種類	不担保期間	(1)近隣トラブル法律相談費用保険金	150 日間	(2)近隣トラブル弁護士費用保険金
保険金の種類	不担保期間					
(1)近隣トラブル法律相談費用保険金	150 日間					
(2)近隣トラブル弁護士費用保険金						
近隣トラブル	<p>1.被保険者の私生活*1 において、以下の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。</p> <p>(1)ゴミ、廃棄物等の投棄</p> <p>(2)騒音、振動、日照、通気、景観、電波障害または異臭・悪臭等</p> <p>(3)動物もしくは植物の飼育または一時的な持込み</p> <p>(4)対象住宅の隣地からの樹木の越境または物の放置*2</p> <p>(5)自動車、原動機付自転車または自転車等の車両の所有、使用、管理または駐車・駐輪</p> <p>(6)道路*3 または共用部の使用</p> <p>(7)空き家*4 問題</p> <p>(8)誹謗中傷、風評被害、いじめまたはいやがらせ行為*5*6*7</p> <p>(9)認知症に起因するひとり歩き</p> <p>2.以下の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が被害を被った場合にのみ、近隣トラブルに含みます。当該トラブルのことを「ストーカー行為等のトラブル」といいます。</p> <p>(1)のぞき、盗撮、盗聴、住居侵入等の行為*6*7</p> <p>(2)【別表 4】に定めるストーカー行為等*6*7</p> <p>*1:職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。</p> <p>*2:土地の筆界、所有権界、占有権界等に関するいわゆる境界問題を含みません。</p> <p>*3:公道の他、私道、里道、農道、林道および公園道・園路を含みます。</p> <p>*4:「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する「空き家等」をいいます。</p> <p>*5:悪口、仲間外れ、集中攻撃、さらし行為等を含みます。</p>					

	<p>*6:警察署に被害の届出をし、受理された場合に限りです。</p> <p>*7:これらの行為がもっぱらインターネットを通じて行われた場合を除きます。</p>
他人	保険契約者および被保険者以外の者をいいます。
相談事案	<p>法的紛争に発展する可能性がある事実に起因して発生し、かつ、被保険者が自らの権利や利益を守るために弁護士の助言を必要とする事案*1をいいます。</p> <p>*1:単なる申請実務や手続方法について弁護士に確認または助言を求める場合を除きます。</p>
弁護士	<p>「弁護士法」の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士*1をいいます。</p> <p>*1:保険契約者または被保険者が弁護士である場合には、保険契約者または被保険者以外の弁護士に限りです。</p>
法律相談費用	<p>相談事案に関する法律相談に際し、弁護士に支払う料金をいい、口頭による鑑定、対面、電話もしくはインターネットによる相談、またはこれらに付随する書面あるいは電子メール等の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士への相談の範囲内と考えられる行為への対価をいいます。*1（詳細を【別表2】に定めます。）</p> <p>*1:これらに係る消費税相当額を含みます。</p>
弁護士事案	<p>近隣トラブルについて、自分と相手方*1との要求または主張に隔たりがあり、相手方*1と話し合いができない、または話し合いでは合意形成が困難な問題で、被保険者が自らの権利または利益を守るために法的な解決を必要としている事案をいいます。</p> <p>*1:特定できない場合を含みます。</p>
弁護士費用等	<p>法律相談費用を除く弁護士への報酬（詳細を【別表3】に定めます。）、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要する費用またはその権利の保全もしくは行使の手続きに必要な費用をいいます。*1</p> <p>*1:これらに係る消費税相当額を含みます。</p>
弁護士委任契約	弁護士に、訴訟、審判、調停、交渉またはその他権利の保全もしくは行使の手続等を委任する契約をいいます。
法的請求	相手方に対して、法令上の根拠に基づき一定の行為をすること、または一定の行為をしないことを要求するものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して、同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約等をいいます。

## 第2条（保険責任の始期および終期）

- 1 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、会社の保険責任は、契約内容確認証記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- 2 前項の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、会社が保険契約の引受判定の結果、保険契約の申込みを謝絶する場合、引受判定前に発生した近隣トラブルに対しては保険金を

支払いません。この場合、引受判定前に払い込まれた保険料は返還します。

3 第1項の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

4 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、保険契約者に対し、電磁的方法で引受承諾通知を交付するとともに、契約内容確認証を電磁的方法により提示し、保険証券の発行・交付は省略するものとします。

### 第3条（被保険者）

1 この約款における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

(1)本人

(2)本人の同居の配偶者

(3)本人の同居の親族\*1

(4)第1号から前号までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者\*1\*2。ただし、その責任無能力者に関する第4条および第5条に規定する事故に限ります。

2 前項の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった第4条および第5条に規定する事故発生の時におけるものをいいます。

3 この約款の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

\*1:会社がこの保険について締結した他の保険契約における被保険者（本人）である者を除きます。

\*2:責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

### 【第2章近隣トラブル費用補償条項】

#### 第4条（近隣トラブル法律相談費用保険金を支払う場合）

1 会社は、不担保期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活\*1において生じた近隣トラブル\*2に起因して被保険者が相談事案に直面した場合に、被保険者がその解決のために法律相談を弁護士に行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害に対して、近隣トラブル法律相談費用保険金を下表に従い支払います。

保険金の種類	支払う費用の範囲	支払う保険金の額	支払限度額
近隣トラブル法律相談費用保険金	法律相談費用のうち、以下の各号のすべてに該当するもの (1)事故が生じた日からその日を含め1年以内に生じた費用 (2)この保険契約が有効に継続している間に生じた費用 (3)日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用	法律相談費用の額	1回の事故につき、契約内容確認証に記載した金額。ただし、1保険期間中につき、保険金額を限度とします。

	(4)あらかじめ会社の同意を得て 支出した費用		
--	----------------------------	--	--

2 前項の規定にかかわらず、ストーカー行為等のトラブルについては、不担保期間を設けず、保険期間中にストーカー行為等のトラブルに起因して被保険者が相談事案に直面した場合に、被保険者がその解決のために法律相談を弁護士に行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害に対して、近隣トラブル法律相談費用保険金を前項の表に従い支払います。

\*1:職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。

\*2:この補償条項において、「事故」といいます。

#### 第5条（近隣トラブル弁護士費用保険金を支払う場合）

会社は、不担保期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活\*1 において生じた近隣トラブル\*2 に起因して被保険者が弁護士事案\*3 に直面した場合に、被保険者がその解決のために弁護士と弁護士委任契約を締結し、弁護士費用等\*4 を負担したことによって被った損害に対して、近隣トラブル弁護士費用保険金を下表に従い支払います。

保険金の種類	支払う費用の範囲	支払う保険金の額	支払限度額
近隣トラブル 弁護士費用保 険金	弁護士費用等のうち、以下の各号 のすべてに該当するもの (1)事故が生じた日からその日を含 め 1 年以内に締結された弁護士委 任契約において対象となった弁護 士事案*3 について生じた費用 (2)この保険契約が有効に継続し ている間に締結された弁護士委 任契約において対象となった弁護 士事案*3 について生じた費用 *5 (3)日本国内における弁護士の活 動に伴い、日本国内で発生した費 用 (4)あらかじめ会社の同意を得て 支出した費用	弁護士費用等*4 の 額に契約内容確認 証に記載した率を 乗じた額*5	1 保険期間中につ き、保険金額を限 度とします。

\*1:職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。

\*2:この補償条項において、「事故」といいます。

\*3:日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ、日本の国内法が適用される事案に限ります。

\*4:被保険者が第三者から回収した金額がある場合には、その金額を差引いた額とします。

\*5:円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した額とします。

#### 第6条（保険金を支払わない場合）

1 会社は、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた相談事

案または弁護士事案に対しては、近隣トラブル法律相談費用保険金および近隣トラブル弁護士費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者\*1 またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。
- (3) 戦争\*2、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズム\*3 その他これらに類似の事変または暴動\*4
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (5) 核燃料物質\*5 もしくは核燃料物質\*5 に汚染された物\*6 の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 第(5)号以外の放射線照射または放射能汚染
- (7) 第(3)号から第(6)号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) 第(3)号から第(7)号までの事由によって生じた事故の延焼または拡大
- (9) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、液状化、悪臭、日照不足、電磁波障害、または人の健康もしくは生活環境に被害を及ぼすその他の大規模な事象でこれらに類するもの\*7
- (10) 被保険者の職務または業務の遂行に起因して生じた事由
- (11) 不担保期間が経過する日までに発生していたと会社が合理的に判断する事故に起因して生じた損害
- (12) 被保険者の闘争行為\*8、自殺行為または犯罪行為
- (13) 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら\*9 行った行為
- (14) 保険契約者と被保険者の間または被保険者相互間で生じた事由
- (15) 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由
- (16) 保険契約または共済契約等について生じた事由
- (17) 被保険者以外の者\*10 が遭遇した事実起因して、被保険者が監督義務者または扶養義務者として近隣トラブルに直面した場合
- (18) 契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合
- (19) 社会通念上、法的解決になじまないと考えられる、以下のいずれかに該当するトラブル
  - ① 社会生活上の受忍限度を超えるとはいえないもの
  - ② 一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの
  - ③ 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの
- (20) 憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの
- (21) 偶然な事故\*11 により生じた身体の障がいまたは財物の損壊\*12
- (22) 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
- (23) 石綿もしくはその他の発がん性物質、外因性内分泌かく乱化学物質、または人の健康も

しくは生活環境に被害を及ぼすその他の物質の有害な作用

(24)国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの

(25)取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したもの

(26)預託等取引契約\*13 に関するもの

(27)連鎖販売取引\*14 または無限連鎖講\*15 に関する取引に関するもの

(28)被保険者の刑事事件\*16、少年事件\*17 または医療観察事件\*18

(29)保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為

(30)以下の者を相手方とする場合

- ①対象住宅がある地域を対象として設置された町内会等の自治組織
- ②対象住宅が属する集合住宅において設置された管理組合またはその管理組合との委託契約に基づき管理業務を行う者
- ③会社、会社の株主またはその関連法人、ならびにこれらの役職員
- ④弁護士委任契約を締結した弁護士

(31) 賃貸契約上のトラブル（敷金・礼金、退去時のトラブル）

(32) 家主の管理責任に起因するトラブル

2 会社は、第1項各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、弁護士事案に対しては、近隣トラブル弁護士費用保険金を支払いません。

(1)被保険者が相手方に請求する額が5万円未満のもの

(2)保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと会社が判断する以下の行為

- ①権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為
- ②権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為
- ③実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為
- ④その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為

(3)被保険者が弁護士委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

\*1:法人の場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

\*2:他国との戦闘状態に入ることをいい、宣戦の有無を問いません。

\*3:他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けているか、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず、個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。

\*4:群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

\*5:使用済燃料を含みます。

\*6:原子核分裂生成物を含みます。

\*7:近隣トラブルに該当するものを含まません。



- \*8:喧嘩、格闘および暴力を含みます。
- \*9:認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- \*10:被保険者と同居する被保険者の親族および被保険者の未成年の子を除きます。
- \*11:自動車、原動機付自転車または自転車等による交通事故を含みます。
- \*12:有体物の滅失、破損または汚損をいいます。
- \*13:「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」に規定する預託等取引契約をいいます。
- \*14:「特定商取引に関する法律」に規定する連鎖販売取引をいいます。
- \*15:「無限連鎖講の防止に関する法律」に規定する無限連鎖講をいいます。
- \*16:「刑事訴訟法」に基づき、犯罪を行った者に対する科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
- \*17:「少年法」に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続きに関する事件をいいます。
- \*18:「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対する処遇の要否等を決定するための手続きに関する事件をいいます。

第7条（保険金の支払）

1 被保険者が保険金の支払対象となる法律相談または弁護士委任を行ったときに、同時に保険金の支払対象とはならない法律相談または弁護士委任を行ったときは、会社は、保険金の種類ごとに下表に定める算式によって算出した額\*1を法律相談の額または弁護士費用等の額とみなし、それぞれの保険金を支払います。

保険金の種類	支払対象とならない法律相談または弁護士委任を同時に行ったときの算式
(1)近隣トラブル法律相談費用保険金	第1条の近隣トラブル法律相談費用の額 ＝法律相談費用の額×（支払対象となる法律相談にのみ要した時間÷法律相談に要した総時間）
(2)近隣トラブル弁護士費用保険金	第2条の近隣トラブル弁護士費用等の額 ＝弁護士費用等の額×（支払対象となる弁護士事案の解決にのみ要した時間÷弁護士委任に基づき弁護士が要した総時間）

2 被保険者が裁判によらず行った損害賠償請求または差止請求について、弁護士委任契約の終了時期が明確でない場合には、会社は、相手方との最後の交渉を行った日からその日を含め180日を経過した日にその弁護士委任契約が終了したものとみなします。

3 会社は、被保険者からの保険金の支払指図に基づき、被保険者の法律相談を行いまたは被保険者と弁護士委任契約を締結する弁護士に対して、保険金を直接支払うことができます。

\*1:円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した額とします。

第8条（近隣トラブルの発生）

1 この補償条項において保険金の支払対象となる近隣トラブルは、以下の各号のいずれかの事実起因して生じたものに限るものとし、その事実が発生した時に近隣トラブルが発生した

ものとみなします。

(1)被保険者が行う法的請求の根拠となる具体的な事実で、以下のいずれかに該当するもの

- ①被保険者の権利または利益の侵害を生じさせた事実
- ②被保険者が行う差止め請求等の対象となる事実
- ③被保険者が行う契約関係の発生、不発生、変更または消滅等の請求の根拠となる事実

(2)被保険者が他人から受けた法的請求もしくは通知\*1、または他人から受けた法的請求もしくは通知\*1の根拠となる事実\*2

2 相談事案または弁護士事案の発生時期または発生相手等にかかわらず、同一の近隣トラブルから発生した相談事案または弁護士事案は、同一の事案とみなします。

\*1:他人から受けた請求もしくは通知について、その法的根拠が不明な場合を除きます。

\*2:被保険者の主張に対する相手方による反論の根拠となる事実を含みます。

### 【第3章基本条項】

#### 第9条（保険料の払込み）

- 1 この保険契約の保険料は、月払いとなります。
- 2 第1回保険料相当額は、この保険契約の申込と同時に払い込まなければなりません。
- 3 第2回目以降の保険料は、責任開始の始期となる日の各月の応当日（責任開始の始期となる日の応当日がない場合は、その月の月末とします）までに払い込まなければなりません。

#### 第10条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）のうち会社の認めた方法により保険料を払い込んでください。
  - (1)会社の指定したクレジットカードを利用して払い込む方法
  - (2)会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (3)金融機関等の会社が指定した口座に送金することにより払い込む方法
- 2 会社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、会社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）を保険料払込日とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
  - (1)会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。
  - (2)会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。
- 3 前項の承認がなされる場合において、保険契約者が保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに会社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。会社が前項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、保険申込画面または電子メールにより保険契約者に対しその旨を通知します。

#### 第11条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月の責任開始の始期となる日の応当日（責任開始の始期となる日の応当日がない場合は、その月の月末とします）までを、猶予期間とします。
- 2 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。

#### 第12条（猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払を行います。
- 2 前項にかかわらず、会社は、会社が支払うべき金額から未払込保険料を差し引いて保険金を支払うことができます。ただし、支払うべき金額が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金を支払いません。

#### 第13条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者になる者は、保険申込画面の記載事項のうち、告知事項について、事実を会社の定める方法により正確に告知しなければなりません。

#### 第14条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 本条の規定によって保険契約を解除した場合においても、保険料が月払いのため、保険料の返還はありません。
- 3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - (1)第1項の事実がなくなった場合
  - (2)会社が保険契約の締結の際、第1項の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合\*1
  - (3)保険契約者が、会社が保険金を支払うべき保険事故が発生する前に、告知事項について、電磁的方法によって訂正を会社に申し出て、会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者がその訂正すべき事実を会社に告知していたとしても会社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、会社は、これを承認するものとします。
  - (4)会社が第1項に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合
- 4 第1項の規定による解除が会社が保険金を支払うべき保険事故が発生した後になされた場合であっても、会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社は、保険金の返還を請求することができます。
- 5 前項の規定は、第1項の事実に基づかずに発生した保険事故については適用しません。

\*1:会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第 15 条（通知義務）

1 この保険契約の締結後、以下の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、会社への通知は、必要ありません。

(1)被保険者（本人）の住所に変更が生じたこと

(2)保険契約者と被保険者（本人）の続柄に変更が生じたこと

2 会社は、前項の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を電磁的方法により提出することを求めることができます。

#### 第 16 条（保険契約者の通信先変更）

1 保険契約者が、通信先を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所（電磁的方法を含む）に通知してください。

2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の通信先に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 第 17 条（保険契約の変更）

保険契約者は、会社に通知することによって、被保険者（本人）を同居する保険契約者または保険契約者の 2 親等内の親族\*1 に変更することができます。

\*1:変更日においてこれに該当する者に限ります。

#### 第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）

1 保険契約者は、会社に対する書面による通知または電磁的方法をもって、いつでも、将来に向かって、保険契約を解除することができます。

2 保険契約者が解除を請求する場合は、会社所定の方法で手続きを行うことを要します。

3 会社は前項に定める手続きが完了した日を解除日とします。

4 本条の規定によって保険契約を解除した場合においても、保険料が月払いのため、保険料の返還はありません。

#### 第 19 条（保険契約の無効または失効）

1 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料の返還はありません。

2 保険契約の締結の後、契約内容確認証記載の被保険者（本人）が死亡した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。ただし、被保険者（本人）が死亡した日から 1 か月以内に、契約内容確認証記載の常時居住の用に供する建物に居住する被保険者（本人）の法定相続人が、この保険契約の被保険者（本人）の地位を承継する旨を申し出て、会社がこれを承認した場合を除きます。

3 前項の規定によって保険契約が失効した場合においても、保険料が月払いのため、保険料の返還はありません。

#### 第 20 条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料の返還はありません。

## 第 21 条（重大事由による保険契約の解除）

1 会社は、次の各号のいずれかに定める事由がある場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者が、次のいずれかに該当するとき

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 第 1 号から前号までのほか、会社の保険契約者、被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第 1 号から前号までに定める事由と同等の重大な事由がある場合

2 本条の規定によって保険契約を解除した場合においても、保険料が月払いのため、保険料の返還はありません。

3 第 1 項の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第 1 項のいずれかの事由が発生した時以降の保険事故に対しては、会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社は、保険金の返還を請求することができます。

## 第 22 条（保険契約者の変更）

1 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務\*1 は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

2 保険契約者が 2 名以上である場合は、会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

3 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の 1 名に対して行う会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

4 保険契約者が 2 名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務\*2 を負うものとします。

\*1: この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

\*2:この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第 23 条（保険事故に関する義務および保険金支払いの取扱い）

1 保険契約者または被保険者に以下の各号の事由が生じた場合、保険契約者または被保険者は、下表に定める事項を行わなければなりません。

保険事故発生時に生じた事由	保険契約者または被保険者が履行すべき義務
(1) 会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合	直ちに会社所定の方法で会社に通知しなければなりません。
(2)以下の事由が生じた場合 ①法律相談または弁護士委任契約の締結を行う弁護士の決定または変更を行う場合 ②法律相談または弁護士委任契約が終了した場合 ③調停、訴え等の取下げまたは請求の認諾、放棄もしくは撤回をする場合	

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 1 項各号の義務を履行しなかった場合には、会社は、保険金の支払いについて、下表のとおり取扱います。

履行すべき義務	保険金支払いの取扱い
第 1 項(1)または(2)の義務	義務を履行しなかったことにより会社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。

第 24 条（保険金の請求）

1 この約款にかかる保険金の会社に対する保険金請求権は、被保険者が第 4 条（近隣トラブル法律相談費用保険金を支払う場合）または第 5 条（近隣トラブル弁護士費用保険金を支払う場合）の損害を被った時から発生し、これを行行使することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる保険金の請求書類のうち会社が求めるものを提出しなければなりません。

3 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを会社に申し出て、会社の承認を得るものとします。

(1)被保険者と同居または生計を共にする配偶者\*1

(2)前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族\*2のうち3親等内の親族の者

(3)第 1 号および前号に規定する者がいない場合または第 1 号および前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第 1 号以外の配偶者\*1 または前号以外の親族\*2のうち3親等内の親族

4 前項の規定による代理人からの保険金の請求に対して、会社が保険金を支払った後に、重

複して保険金の請求を受けたとしても、会社は、保険金を支払いません。

5 会社は、保険事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

\*1:法律上の配偶者に限ります。

\*2:法律上の親族に限ります。

#### 第25条（時効）

保険金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合は消滅します。

#### 第26条（保険金の支払）

1 会社は、請求完了日\*1からその日を含めて30日以内に、会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、会社の本店で保険金を支払います。

(1)保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、第4条および第5条に規定する事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実

(2)保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3)保険金を算出するための確認に必要な事項として、法律相談費用または弁護士費用等の額、保険事故と損害等との関係

(4)保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(5)第1号から前号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2 前項に規定する確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、会社は、請求完了日\*1からその日を含めて下表に掲げる日数\*2を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査		日数
(1)	災害救助法が適用された災害の被災地域における前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査	60日
(2)	前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
(3)	前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消	180日

	防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会*3	
(4)	前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

3 第1項および前項に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合\*4には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

4 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

\*1:被保険者が第24条（保険金の請求）条第2項および第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。

\*2:複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

\*3:弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

\*4:必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第27条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合には、他の保険契約等がないものとして算出したそれぞれの支払責任額\*1の合計額が、近隣トラブル法律相談費用保険金については法律相談費用の額、近隣トラブル弁護士費用保険金については弁護士費用等の額をこえるときは、次の額を保険金として支払います。

(1)他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額

(2)他の保険契約等から保険金等が支払われた場合、法律相談費用の額または弁護士費用等の額から他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とする。

\*1:それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金等\*2の額をいいます。

\*2:共済金、給付金その他の保険金に類するものを含みます。

#### 第28条（代位）

1 費用が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、会社が保険金を支払ったときは、その債権は、以下の各号の区分に応じ、下表に定める額を限度として、会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
(1) 会社が費用の全部を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
(2) 第(1)号以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用を差引いた額

2 第1項(2)の場合において、会社に移転せずに被保険者が引続き有する債権は、会社に移転した債権よりも優先して弁済されます。

3 保険契約者および被保険者は、会社が取得する第1項または第2項の債権の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。



ん。この場合において、会社に協力するために必要な費用は、会社の負担とします。

#### 第 29 条（保険金支払後の保険契約）

- 1 この保険契約に基づき会社が支払った近隣トラブル法律相談費用保険金および近隣トラブル弁護士費用保険金の額が、保険金の種類ごとに契約内容確認証に記載した支払限度額にいずれも達した場合には、その達した時以降、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合を除き、会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約で定めた保険金額が減額することはありません。

#### 第 30 条（保険料の増額または保険金額の減額・削減）

- 1 会社は、保険事故が会社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、会社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2 前項の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対し電磁的方法によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に生じた保険事故による保険金については前項の保険金額の減額は行いません。
- 3 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社は、会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- 4 前項の適用を行う場合は、会社は、保険契約者および被保険者（本人）に速やかに通知します。

#### 第 31 条（保険契約の更新）

- 1 会社は、保険期間満了日の 2 か月前までに更新の案内等を電磁的方法で保険契約者に通知します。
- 2 保険契約者が、会社所定の期日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。
- 3 この保険契約は、保険期間満了日の翌日を始期とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数として更新されるものとします。
- 4 保険契約者は、更新後の保険契約の第 1 回保険料を、更新後の保険契約の保険期間の初日までに、会社に払い込んでください。この場合、更新後の保険契約の第 1 回保険料は、第 11 条（猶予期間および保険契約の失効）および第 12 条（猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合）の規定を準用します。
- 5 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- 6 前項までの規定にかかわらず、会社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。
- 7 更新時に、会社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、会社は、保険契約の保険期間満了日の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

8 会社は、更新前の保険契約に基づき会社が支払った近隣トラブル法律相談費用保険金または近隣トラブル弁護士費用保険金の額のいずれかが、保険金の種類ごとに契約内容確認証に記載した支払限度額に達したとき、更新を取り扱わないことができます。

第 32 条（会社への通知または申し出）

1 保険契約者および被保険者は、会社に対して以下の各号の通知または申し出を行う場合に、会社が定める情報処理機器等の通信手段\*1を用いて、これを行うことができます。

- (1)第 13 条（告知義務）第 3 項第(3)号に定める告知事項の訂正の申し出
- (2)第 15 条（通知義務）第 1 項に定める通知しなければならない事項の通知
- (3)第 16 条（保険契約者の通信先変更）に定める保険契約者の住所の変更の通知
- (4)第 17 条（保険契約の変更）第 1 項から第 3 項に定める保険契約の変更の通知
- (5)第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）第 1 項に定める解除の通知
- (6)第 31 条（保険契約の更新）第 2 項に定める更新しない旨の申し出
- (7)第 2 項に定める届出内容の変更の通知
- (8)この保険契約に付帯する特約に定める通知

2 保険契約者が会社に届出した電話番号または指定した電子メールアドレスを変更した場合には、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければなりません。

\*1:インターネットを含みます。

第 33 条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第 34 条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

【別表 1】 保険金請求書類

提出書類	近隣トラブル法律相談費用保険金	近隣トラブル弁護士費用等保険金	
		委任契約締結時	終了時
保険金請求書	○	○	○
本人確認書類	○	○	○
領収書	○	○	○
近隣トラブルの発生時期・内容に関する説明資料	○	○	○
弁護士等が記載した法律相談の内容を証明する書類	○	—	—
委任契約の締結前に弁護士が記載した委任契約の見積書	—	○	—
弁護士等と締結した委任契約書（写）	—	○	—

弁護士等が記載した委任契約の進捗状況等を報告する書類	－	○	○
弁護士等が記載した弁護士費用等の内容を証明する書類	－	○	○
弁護士費用等の算出根拠を証明する書類	－	○	○

【別表2】法律相談費用（【第1章総則】第4条関連）

対象	内容・区分・限度額等
1.法律相談費用*1	<p>弁護士の事務所または所属弁護士会の施設内で実施することを原則とし、以下の各号の額を限度とします。</p> <p>(1)法律相談に要する時間が1時間以内の場合、10,000円</p> <p>(2)法律相談に要する時間が1時間を超える場合、超過15分ごとに、2,500円</p>
2.出張相談費用*1	<p>被保険者が障害・疾病・高齢等の原因で移動困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合には、以下の各号の額を限度とします。</p> <p>(1)法律相談に要する時間が1時間以内の場合、30,000円</p> <p>(2)法律相談に要する時間が1時間を超える場合、超過15分ごとに、2,500円</p>
3.実費等*2	<p>法律相談に対応する上で弁護士が支出した交通費または通信費は、第1項または第2項に加えて法律相談費用とすることができます。</p>

\*1:消費税相当額を加算した額を請求することができます。

\*2:日当を請求することはできません。

【別表3】弁護士への報酬（【第1章総則】第1条関連）

対象	内容・区分・限度額等		
1.着手金・報酬金方式*4	(1)事案の性質上、弁護士の委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、弁護士報酬の限度額は、下表に定める額を限度とします。		
	経済的利益の額	①着手金*1 その結果のいかんにかかわらず委任契約締結時に生じる対価	②報酬金*1 その成功の程度に応じて生じる対価
	125万円以下の場合	100,000円	経済的利益*6の16%
	300万円以下の場合	経済的利益*5の8%	
	300万円超の場合	経済的利益*5の5%+90,000円	経済的利益*6の10%+180,000円
(2)第(1)号の定めにかかわらず、経済的利益の額の算出が困難な場合には、①着手金、②報酬金ともに、300,000円を限度とします。			
(3)委任事務処理の難易等の事情により、第(1)号または第(2)号の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士および			

	<p>当社が協議の上、それぞれ 30%の範囲で増減額することができます。</p> <p>(4)以下の各号のいずれかに該当した場合には、②報酬金は、100,000 円を限度とします。</p> <p>(ア)相手方と面談または電話によって交渉することなく、相手方に対して書面を 1 通送付したのみで事案が終了した場合</p> <p>(イ)相手方との間で、最初に行った電話による交渉のみによって事案が終了した場合で、かつ、当該交渉時間が 30 分を超えなかった場合</p> <p>(ウ)上記(ア)または(イ)と同程度に、委任事務処理に特段の労力または時間を要さなかった場合</p>								
2.時間制報酬（タイムチャージ）方式*3*7	<p>(1)1 時間当たりの委任事務処理単価にその処理に要した時間*8 を乗じた額により計算される弁護士報酬*1 をいい、1 時間あたり、20,000 円を限度とします。</p> <p>(2)委任事務処理の難易等の事情により、第(1)号の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士および当社が協議の上、30%の範囲で増減額することができます。</p>								
3.手数料方式	<p>(1)原則として 1 回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事案について生じる弁護士報酬*1 をいい、下表に定める額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="480 1010 1378 1352"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1010 847 1059">手続きまたは委任事務処理</th> <th data-bbox="847 1010 1378 1059">手数料の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1059 847 1108">①保全事件*4</td> <td data-bbox="847 1059 1378 1108">1 事案につき、300,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1108 847 1158">②法律関連の調査</td> <td data-bbox="847 1108 1378 1158">1 事案につき、100,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1158 847 1352">③内容証明郵便の作成*9</td> <td data-bbox="847 1158 1378 1352">           1 事案につき、以下の額            (ア)弁護士名を表示しない場合：20,000 円            (イ)弁護士名を表示する場合：50,000 円         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)手続きまたは委任事務処理の難易等の事情により、第(1)号①の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士および当社が協議の上、30%の範囲で増減額することができます。</p> <p>(3)手数料方式は、同一の事案について、以下の場合を除き、第 1 項の着手金・報酬金方式または第 2 項の時間制報酬（タイムチャージ）方式と併用することはできません。</p> <p>①第(1)号①の手続きについては、第 1 項の着手金・報酬金方式を採用した場合</p> <p>②第(1)号②および③の委任事務処理については、第 1 項の着手金・報酬金方式または第 2 項の時間制報酬（タイムチャージ）方式での委任契約締結の前段階として行う場合</p>	手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額	①保全事件*4	1 事案につき、300,000 円	②法律関連の調査	1 事案につき、100,000 円	③内容証明郵便の作成*9	1 事案につき、以下の額 (ア)弁護士名を表示しない場合：20,000 円 (イ)弁護士名を表示する場合：50,000 円
手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額								
①保全事件*4	1 事案につき、300,000 円								
②法律関連の調査	1 事案につき、100,000 円								
③内容証明郵便の作成*9	1 事案につき、以下の額 (ア)弁護士名を表示しない場合：20,000 円 (イ)弁護士名を表示する場合：50,000 円								
4.日当	<p>(1)弁護士が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事案のために拘束されること*10 の対価*1 をいい、下表に定める額</p>								

	を限度とします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>移動による拘束時間</th> <th>日当の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①往復 2 時間超、4 時間まで</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>②往復 4 時間超、7 時間まで</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>③往復 7 時間超</td> <td>100,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	移動による拘束時間	日当の限度額	①往復 2 時間超、4 時間まで	30,000 円	②往復 4 時間超、7 時間まで	50,000 円	③往復 7 時間超	100,000 円
移動による拘束時間	日当の限度額								
①往復 2 時間超、4 時間まで	30,000 円								
②往復 4 時間超、7 時間まで	50,000 円								
③往復 7 時間超	100,000 円								
	(2)委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ算出して得た額を合算します。								
5.実費等	委任事務処理を行う上で弁護士が支出した収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費は、第 1 項から第 3 項までの弁護士報酬に加えて請求することができます。								

\*4:同一の事案について、第 2 項の時間制報酬

(タイムチャージ)方式と併用することはできません。

\*5:被保険者が委任契約締結時に提示した資料等に基づき計算される経済的利益の額とします。

\*6:弁護士が行った委任事務処理の結果、被保険者が得ることとなった経済的利益の額とします。

\*7:同一の事案について、第 1 項の着手金・報酬金方式と併用することはできません。

\*8:移動に要した時間を含みます。

\*9:情報処理機器等の通信手段(インターネットを含みます。)を用いて、これに準じる事務処理を行う場合を含みます。

\*10:委任事務処理自体による拘束を除きます。

**【別表 4】 ストーカー行為等 (【第 1 章総則】 第 1 条関連)**

この約款において「ストーカー行為等」とは、特定の者またはその親族、その他特定の方と社会生活において密接な関係を有する者に対して、以下のいずれかの行為を反復して行い、相手に身体の安全、住居等\*11 の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。

- (1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等\*11 の付近において見張りをし、または住居等\*11 に押し掛けること
- (2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知りうる状態に置くこと
- (3)面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること
- (4)著しく粗野または乱暴な言動をすること
- (5)電話をかけても何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけもしくはファクシミリ装置または電子メール等を用いて送信すること
- (6)汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付しまたはその知りうる状態に置くこと
- (7)その名誉を害する事項を告げ、またはその知りうる状態に置くこと
- (8)その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知りうる状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付しもしくはその知りうる状態に置くこと

\*11:住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所をいいます。